二　第九条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金（前号に掲げるものを除く。）を合計して四億八千万円（平成二十五年三月三十一日までは、七億二千万円とする。）とし、同時期に公庫が実施する経営環境変化対応資金と同条件の貸付けに限るものとする。

三　第一条第三号ロに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者（中小企業者等に限る。）を対象とする特定資金の貸付け等であって、当該者の海外事業に必要な資金を貸付対象として実施するものについては、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り行うことができるものとする。この場合において、当該特定資金の貸付け等の限度額は、他の指定金融機関から調達する資金及び第五条第四項に規定する特定資金の貸付け等に係る資金を合計して七億二千万円とする。また、当該特定資金の貸付け等は、同時期に公庫が実施する海外展開支援資金と同条件の貸付けに限るものとする。

イ　海外事業が、国内における事業の延長と認められる程度の規模であること。

ロ　海外事業の実施後も、国内において事業活動拠点（本社）が存続すること。

ハ　海外事業が、海外市場で取引を進めようとするものであり、次のいずれかの要件を満たすものであること。

(1)　取引先の海外進出に伴い、実施する事業であること。

(2)　原材料の供給事情により、実施する事業であること。

(3)　労働力不足により、実施する事業であること。

(4)　国内市場の縮小により、海外市場の開拓又は確保によらなければ成長が見込めないため、実施する事業であること。

ニ　海外事業が被災地域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第三項に規定する特定被災区域をいう。次条第二項第三号において同じ。）の復興に資するものであること。

四　前号に規定する特定資金の貸付け等については、円高等対策特別相談窓口関係外国法人（第一条第三号ロに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者と資本関係を有する海外事業のために設立された法人をいう。）への資金融通を行わせることを目的として実施する貸付けを含むものとする。

五　第一条第三号ロに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者（中堅企業に限る。）を対象とする特定資金の貸付け等については、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復し難い損失を被ることが想定される者に対する特定資金の貸付け等であって、その限度額は、二十億円とする。

六　第二条に規定する実施期間の終了日時点における、前号に定めるところにより行う特定資金の貸付け等に付与した損害担保取引に係る補塡の額の累計額については、指定金融機関ごとに、危機対応業務により貸し付けた中堅企業向け長期資金の貸付け等（第一条第三号ロに掲げる相談窓口に係る事案に係るものに限る。）の額の累計額のおおむね三割以内に限るものとする。

七　第一条第三号ロに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者（大企業に限る。）を対象とする特定資金の貸付け等については、業況及び資金繰りが共に悪化しており、中長期的に改善が見込まれるものの、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復し難い損失を被ることが想定される大企業に対する特定資金の貸付け等であって、指定金融機関が、損害担保取引なしではソーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等の実施ができない状況にある大企業に対するものであって、次のいずれかの要件を満たす大企業その他の国民生活の向上及び国民経済の成長に及ぼす影響が大きい等と判断される大企業に対するものに限るものとする。

イ　地域経済における雇用の割合が高いこと等により、当該地域における経済的貢献度が高い等と判断される企業であること。

ロ　下請企業等関連産業が幅広い企業又はこうした企業の事業の継続に不可欠な企業であること。

ハ　高い技術又は高い専門的知識を有するなど、経済活力の維持を図るために不可欠な企業であること。

ニ　生活に密着したサービス等を提供するなど、国民が基本的な生活を行う上で必要となる企業であること。

八　第二条に規定する実施期間の終了日時点における、前号に定めるところにより行う特定資金の貸付け等に付与した損害担保取引に係る補塡の額の累計額については、指定金融機関ごとに、危機対応業務により貸し付けた大企業向け長期資金の貸付け等（第一条第三号ロに掲げる相談窓口に係る事案に係るものに限る。）の額の累計額のおおむね三割以内に限るものとする。

九　第一条第三号ハに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、第一条第三号ハに掲げる相談窓口に係る事案に係る災害により被害を受けた平成二十三年タイ洪水被害に関する特別相談窓口関係外国法人への資金融通を行わせることを目的として実施する貸付けを含むものとする。

2　前項第二号に規定する特定資金の貸付け等であって、第一条第三号ロ及びニに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者（中小企業者等に限る。）を対象とするもの並びに前項第三号及び第四号に規定する特定資金の貸付け等については、短期貸付けにあっては平均貸付期間を一年以内とし、長期貸付けにあっては平均貸付期間を原則として六年以内とするものとする。

（利子補給金の支給に関する事項）

第十二条　災害等に係る事案に関する危機対応円滑化業務のうち、利子補給金の支給は、指定金融機関が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2　利子補給金の支給の対象は、次に掲げるものとする。

一　平成二十五年三月三十一日までに行われる特定資金の貸付けであって、第一条第三号ロ及びニに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者（中小企業者等に限る。）を対象とするもの（運転資金に係る特定資金の貸付けに限る。）

二　平成二十五年三月三十一日までに行われる特定資金の貸付けであって、第一条第三号ロに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者（中小企業者等に限る。）を対象とする設備資金に係るもの（被災地域の復興に資する設備投資を貸付対象とした設備資金に係る特定資金の貸付けに限る。）

三　前条第一項第三号に規定する特定資金の貸付け等

四　平成二十五年三月三十一日までに行われる特定資金の貸付けであって、第一条第三号ロに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者（中堅企業及び大企業に限る。）を対象とする設備資金及び研究開発に係る資金に係るもの

3　利子補給金の利子補給率は、次に掲げるとおりとする。

一　前項第一号に掲げる者（最近における売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同期に比し五パーセント以上減少している者に限る。）を対象とする場合は、年〇・三パーセントとする。

二　前項第一号に掲げる者（雇用の維持又は雇用の拡大を図る者に限る。）を対象とする場合は、年〇・二パーセントとする。

三　前項第一号に掲げる者であって、第一条第三号ロに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者（債務負担が重く経営の改善に迫られている者であって、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十七条第一項に規定する認定経営革新等支援機関又は指定金融機関の経営指導を受けて事業計画を作成するものに限る。）を対象とする場合は、年〇・四パーセントとする。

四　第一号及び第二号又は第二号及び前号は、同時に適用することができるものとし、第一号及び前号は、同時に適用することができないものとする。

五　前項第二号に掲げる特定資金の貸付けを受ける者を対象とする場合は、特定資金の貸付けの日から当初二年間年〇・五パーセントとする。

六　前号は、第一号から第三号まで及び次号と同時に適用することができないものとする。

七　前項第三号に掲げる特定資金の貸付けを受ける者を対象とする場合は、特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・五パーセントとする。